に置かれる」を「に置かれ、若しくは置かれていた」に、「若しくは部」を「、部若しくは情報技術センター」に改め、同号イ中「及び統計情報システム部」を「、情報システム部及び統計技術・提供部」に改め、同号ロ中「、統計編成統括官」を削り、「次長」の下に「並びに同部に置かれていた統計編成統括官」を加え、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「及び統計情報・技術部」を「、統計情報・技術部及び統計情報システム部」に改め、同号ホを同号ニとし、同号に次のように加える。

ホ　情報技術センターに置かれていた情報技術センター長

第十三条第一項第二十号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第五十九号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表常陸太田簡易裁判所の項中「常陸太田市」を「水戸市」に改め、同表京丹後簡易裁判所の項中「京丹後市」を「宮津市」に改め、同表篠山簡易裁判所の項中「丹波篠山市」を「丹波市」に改め、同表串本簡易裁判所の項中「和歌山県東牟婁郡串本町」を「田辺市」に改め、同表竹原簡易裁判所の項中「竹原市」を「呉市」に改め、同表愛南簡易裁判所の項中「愛媛県南宇和郡愛南町」を「宇和島市」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　菅　義偉

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第六十号

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子

内閣総理大臣　菅　義偉

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第六十一号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

国土交通大臣　赤羽　一嘉

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉